

四半期報告書

(第202期第1四半期)

自 平成23年4月1日

至 平成23年6月30日

ユニチカ株式会社

E00527

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 3
- (2) 新株予約権等の状況 3
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 11
- (4) ライツプランの内容 12
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 12
- (6) 大株主の状況 12
- (7) 議決権の状況 12

2 役員の状況 12

第4 経理の状況 13

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 14
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 16
 - 四半期連結損益計算書 16
 - 四半期連結包括利益計算書 17

2 その他 20

第二部 提出会社の保証会社等の情報 21

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月12日
【四半期会計期間】	第202期第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）
【会社名】	ユニチカ株式会社
【英訳名】	UNITIKA LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安江 健治
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市東本町1丁目50番地 （上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っている。） （大阪本社）大阪府中央区久太郎町4丁目1番3号
【電話番号】	06-6281-5721
【事務連絡者氏名】	経理部長 石川 省二
【最寄りの連絡場所】	（東京本社）東京都中央区日本橋室町3丁目4番4号
【電話番号】	03-3246-7540
【事務連絡者氏名】	東京総務部長 小畑 政信
【縦覧に供する場所】	ユニチカ株式会社東京本社 （東京都中央区日本橋室町3丁目4番4号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜1丁目8番16号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注） 当社の東京本社は、金融商品取引法上の縦覧場所ではないが、投資家の便宜のため縦覧に供している。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第201期 第1四半期 連結累計期間	第202期 第1四半期 連結累計期間	第201期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高 (百万円)	44,681	44,565	180,706
経常利益 (百万円)	969	2,124	6,119
四半期(当期)純利益 (百万円)	56	862	2,444
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	136	1,062	2,460
純資産額 (百万円)	23,656	29,814	25,977
総資産額 (百万円)	269,749	270,433	268,740
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	0.12	1.74	5.14
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	1.55	—
自己資本比率 (%)	7.4	9.7	8.3

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 売上高には、消費税等は含まれていない。
3. 第201期第1四半期連結累計期間及び第201期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載していない。
4. 第201期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理している。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はない。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間は、東日本大震災による国内景気の大幅な落ち込みがあったが、寸断された原燃料や部品などのサプライチェーンの復旧が段階的に進み、持ち直しの動きが出てきた。こうした中、売上高は44,565百万円(前年同四半期比0.3%減)、営業利益は3,040百万円(同53.8%増)、経常利益は2,124百万円(同119.2%増)、四半期純利益は862百万円(前年同四半期は56百万円の利益)となり、高分子事業を中心に販売が好調に推移したことなどから、収益は伸長した。

セグメント別の業績は、次のとおりである。

[高分子事業]

フィルム事業では、包装分野の需要が活発となり数量が伸長し、工業分野の数量は伸び悩んだが高採算品の構成比を高めて利益率を確保し、両分野とも好調に推移した。樹脂事業では、主要分野である自動車で生産調整が実施されたためナイロン樹脂など関連素材の数量が落ち込んだが、電気電子機器用途は底堅い荷動きだった。不織布事業では、ポリエステルспанボンドでは、自動車のカーペット・内装材用途が不振だったが、需要が堅調なルーフィングや農業資材用途でカバーした。また、綿спанレースは化粧雑貨用途などが好調に推移した。

以上の結果、高分子事業の売上高は18,397百万円(前年同四半期比12.3%増)、営業利益は2,884百万円(同19.3%増)となった。

[機能材事業]

ガラス繊維事業では、新規建築物の減少で内装材用途は苦戦したが、ビル・土木改修用途は堅調に推移した。ICクロス事業では、受注や販売構成が改善傾向となり、採算改善の兆しが出始めた。ガラスビーズ事業では、ロードマーキング用途は堅調だったが、工業・反射材用途が低調に推移した。また、活性炭繊維事業では、浄水器や業務用マスク用途が伸長する一方で、自動車・廃液処理用途は減少した。

以上の結果、機能材事業の売上高は3,943百万円(同7.2%増)、営業利益は359百万円(同0.4%増)となった。

[繊維事業]

産業繊維事業では、ポリエステル高強力糸が建築・土木分野で、ポリエステル短繊維が車輻・生活資材分野でそれぞれ堅調に推移した。ビニロン繊維は、欧州向けセメント補強用の販売が改善したが、価格の弱含み、為替の影響などにより採算の改善には至らなかった。衣料繊維事業では、高機能素材、ユニフォームのワーキング分野が堅調に推移するとともに、多くの商材、分野で収益改善が進んだ。

以上の結果、繊維事業の売上高は19,319百万円(同4.2%増)、営業利益は452百万円(前年同四半期は105百万円の損失)となった。

[その他]

生活健康事業では、健康食品や飼料が堅調に推移したほか、セラミドが伸長した。メディカル事業では、医用材料分野は抗血栓性カテーテルの販売が好調に推移し、生化学分野も輸出を含め酵素、診断薬とも販売が好調に推移した。不動産関連事業では、減収となったものの、マンション販売などが比較的堅調に推移した。また、環境事業では、環境プラント関連の事業譲渡により減収となった。

以上の結果、その他の売上高は2,903百万円(前年同四半期比52.2%減)、営業損失は55百万円(前年同四半期は53百万円の損失)となった。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はない。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、930百万円である。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,786,000,000
計	1,786,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	527,527,879	572,960,324	大阪・東京 (以上市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	527,527,879	572,960,324	—	—

(注) 平成23年4月8日に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債について、平成23年7月19日をもって株式への転換が完了した。これにより発行済株式総数が96,991,324株増加している。

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりである。

決議年月日	平成23年3月22日
新株予約権の数(個)	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	本新株予約権の行使請求(別記「新株予約権の行使期間」欄に定義する。)により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の転換価額(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。ただし、交付株式数に本欄第2項記載の転換価額(ただし、本欄第3項または第4項によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)を乗じた額が行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を下回る場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該差額部分を除く本社債とし、この場合の本社債の価額は、本社債の払込金額から上記差額を差し引いた額とする。上記ただし書の場合には、本社債の償還金として上記差額を償還する。 2 転換価額 転換価額は、当初66円とする。

3 転換価額の修正

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する金額に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が33円（ただし、本欄第4項による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が99円（ただし、本欄第4項による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

4 転換価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価（本項第(3)号②に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項第(3)号⑤に定義する。以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号③または⑤による転換価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号⑥に定義する。以下同じ。）が、(i)上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号③に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後の転換価額は、当該超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③または上記(i)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

⑥本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記（注）7.株式の交付方法の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その端数に調整後転換価額を乗じた金額を返還する。

⑦本号①乃至⑤に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) ①転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

②転換価額調整式および本項第(2)号において「時価」とは、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(2)号⑥の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

③転換価額調整式および本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

④当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

⑤本項第(2)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を転換価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

	<p>⑥本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、(i)(本項第(2)号④においては)当該転換価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該転換価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)(本項第(2)号⑤においては)当該転換価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該転換価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>②当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>④転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>5 本欄第3項または第4項により転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本欄第4項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>本新株予約権付社債の社債権者は、平成23年4月11日から平成25年4月11日までの間(以下「行使可能期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使すること(以下「行使請求」という。)ができる。ただし、行使可能期間は、①当社が、別記(注)8. 償還の方法および期限欄第(2)号乃至第(6)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日まで、②当社が、別記(注)10. 期限の利益喪失に関する特約に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時までとする。上記いずれの場合も、平成25年4月11日より後に本新株予約権を行使することはできない。</p>

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の転換価額（ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項によって転換価額が修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。</p>
<p>代用払込に関する事項</p>	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。ただし、交付株式数に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の転換価額（ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）を乗じた額が行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を下回る場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該差額部分を除く本社債とし、この場合の本社債の価額は、本社債の払込金額から上記差額を差し引いた額とする。上記ただし書の場合には、本社債の償還金として上記差額を償還する。</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>該当事項なし</p>

(注) 1. 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当する。

2. 本新株予約権の特質は以下のとおりである。

(1) 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、転換価額の修正にともなって変動する仕組みとなっているため、株価が下落した場合には、交付される株式数が増加することがある。

(2) 本新株予約権付社債の転換価額の修正基準および修正頻度について

本新株予約権付社債の転換価額は、発行後、毎月第3金曜日の翌取引日以降、当該第3金曜日まで（当日を含む。）の5連続取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値（ただし、気配表示を含む。以下「東証終値」という。）の平均値×90%に修正される（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項を参照）。

(3) 転換価額等の下限等について

本新株予約権付社債の上限転換価額および下限転換価額は、それぞれ発行決議日の東証終値の150%に相当する99円、50%に相当する33円である（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項を参照）。
割当株式数の上限

本新株予約権の目的となる株式数の上限は118,263,000株（発行決議日現在の発行済株式数475,969,000株の約24.84%）となっており、これを超過して行使されることはない（別記（注）8. 償還の方法および期限欄第(3)号を参照）。

割当株式数の下限

本新株予約権のすべてが行使された場合に交付されることとなる株式数の下限は、本新株予約権が上限転換価額（発行決議日の東証終値の150%に相当する99円）（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項を参照）ですべて行使されたものとして算定すると、50,505,050株となる。

(4) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、毎月第4金曜日（ただし、第4金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする。）まで（当日を含む。）に事前通知を行った上で、当該月の翌月の第2金曜日に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金101円で、繰上償還することができる（別記（注）8. 償還の方法および期限欄第(5)号を参照）。

3. 本新株予約権付社債に表示された権利の行使に関する事項についての本新株予約権付社債の所有者との間の取決めの内容

当社は、本新株予約権付社債の所有者である野村證券株式会社（以下「割当先」という。）との間で、以下について合意している。

<割当先による転換制限措置>

- (1) 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項、同規程施行規則第436条第1項から第5項までの定めならびに株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び同取扱い2(1)乃至(6)の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権付社債の転換をしようとする日を含む暦月において当該転換により取得することとなる株式数が本新株予約権付社債の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権付社債の転換（以下「制限超過行使」という。）を割当先に行わせない。
- (2) 割当先は、制限超過行使及び別記（注）8. 償還の方法および期限欄第(3)号に定める上限議決権数超過行使等（以下「上限議決権数超過行使等」という。）に該当することとなるような本新株予約権付社債の転換を行わないことに同意し、本新株予約権付社債の転換にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権付社債の転換が制限超過行使もしくは上限議決権数超過行使等に該当しないかについて確認を行う。

<割当先による新株予約権付社債の転換義務>

割当先は、制限超過行使及び上限議決権数超過行使等に係る制限に抵触しない範囲内で、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める決定日（以下「決定日」という。）の4取引日後の日（当日を含む。）から次に到来する決定日（以下「行使基準日」という。）の3取引日後の日（当日を含む。以下「行使日」という。）までの期間（以下「行使約束期間」という。）ごとに、少なくとも、本新株予約権付社債に付された新株予約権（以下「本新株予約権」という。）2個（行使約束期間の初日において残存する本新株予約権の個数が2個に満たない場合は、当該残存する個数）の行使を行うものとする。なお、割当先は、各行使約束期間内に上記で定められた個数の本新株予約権の行使を行う限り、自らの裁量で、いずれの日にもいかなる個数の行使を行うか決定することができる。ただし、以下に定める場合は、以下に定める行使約束期間において、上記の個数の本新株予約権の行使を行う義務を負わないものとする。

- (1) 当該行使日に係る行使基準日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除き、行使基準日が取引日でない場合には、行使基準日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の毎日の東証終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める下限転換価額を下回る場合は、当該行使日に係る行使約束期間
- (2) 別記（注）8. 償還の方法および期限欄第(2)号に規定する組織再編行為につき当社の株主総会で承認決議した場合は、当該承認決議をした日以後に到来する行使日に係る行使約束期間
- (3) 別記（注）8. 償還の方法および期限欄第(4)号に規定する吸収分割または新設分割につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合において、本新株予約権付社債の社債権者が本新株予約権付社債の全部または一部の繰上償還を請求する事前通知を行った場合は、当該事前通知を行った日以後に到来する行使日に係る行使約束期間
- (4) 別記（注）8. 償還の方法および期限欄第(5)号に規定する本新株予約権付社債の繰上償還に関し、当社が本新株予約権付社債の社債権者に事前通知を行った場合は、当該事前通知を行った日以後に到来する行使日に係る行使約束期間
- (5) 別記（注）8. 償還の方法および期限欄第(6)号①に定めるとおり毎日の東証終値が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める下限転換価額を下回った場合は、当該事象発生日以後に到来する行使日に係る行使約束期間

4. 当社の株券の売買に関する事項についての本新株予約権付社債の所有者との間の取決め

割当先は、本新株予約権付社債の転換により交付を受けることとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない。

5. その他投資者の保護を図るため必要な事項

当社は、割当先との間で、以下について合意している。

割当先は、本新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当先が、本新株予約権付社債の転換により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

6. 新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権の行使請求受付事務は、三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

- (1) 本新株予約権の行使請求は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）または口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
- (2) 機構または口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行った者は、その後これを撤回することができない。

7. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合には、社債等振替法及び機構の業務規程その他の規則に従って、当該行使請求に係る本新株予約権者が指定する機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより当社普通株式を交付する。

8. 償還の方法および期限

- (1) 本社債は、平成25年4月12日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
- (2) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社の株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還する。この場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日に先立つ1か月以上前に事前通知するものとする。
- (3) 本新株予約権付社債の社債権者が1名である場合において、本新株予約権付社債の社債権者による本新株予約権の行使により、①当社が本新株予約権付社債の発行後6か月以内に第三者割当の方式で交付する当社普通株式およびその他の種類の議決権付株式（以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。）に係る議決権の数に、②本新株予約権付社債、当社が本新株予約権付社債の発行後6か月以内に第三者割当の方式で発行する新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）および当社普通株式以外の種類の株式（以下「同時期発行新株予約権等」と総称する。）の取得または行使が行われることによって当社普通株式が発行された結果増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、118,263個（以下「上限議決権」という。なお、かかる議決権の数の累計に対応する当社普通株式の数の累計は118,263,000株（以下「上限株式数」という。）とする。ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割もしくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当てまたは当社の議決権付株式の単元株式数の単位の変更をする場合には、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての割合に応じて、または単元株式数の単位の変更の前後における単元株式数の比率に応じて、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当てまたは単元株式数の単位の変更の前後において本号に基づく償還条件が実質的に変更されないように、上限株式数および上限議決権数は減少または増加の方法で調整されるものとし、かかる調整に際して、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての基準日または単元株式数の単位の変更日前に発行された同時期発行議決権付株式に係る議決権ならびにかかる基準日もしくは変更日前に本新株予約権または同時期発行新株予約権等の行使または取得により増加した当社普通株式の数およびそれに係る議決権の数も同様に減少または増加したものとみなして計算する。）を超えることとなるときは（行使可能な議決権数が上限議決権数を超過するような状態を作出することとなる本新株予約権の行使および同時期発行新株予約権等の行使、取得請求または取得ならびに同時期発行議決権付株式の発行をあわせて以下「上限議決権数超過行使等」という。）、当社は、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還する（なお、本新株予約権付社債の社債権者による本新株予約権の複数個の行使につき、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本新株予約権は行使されたものと取扱う。）。この場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日に先立つ2週間以上前に事前通知するものとする。
- (4) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、当社が吸収分割または新設分割につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、その選択により、当社に対して、当該吸収分割または新設分割の効力発生日の2週間前まで（当日を含む。）に事前通知を行うことにより、当該吸収分割または新設分割の効力発生日以前に、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
- (5) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、毎月第4金曜日（ただし、第4金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする。）まで（当日を含む。）に事前通知を行った上で、当該月の翌月の第2金曜日に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金101円で、繰上償還することができる。
- (6) ①本新株予約権付社債の発行後、平成25年3月12日まで（当日を含む。）の間のいずれかの20連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除く。）の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める下限転換価額を下回った場合には、当社は、当該20連続取引日の最終日の翌取引日から起算して3取引日後の日（以下「通知期限日」という。）まで（当日を含む。）に、本新株予約権付社債の社債権者に対して事前通知を行った上で、当該20連続取引日の最終日の翌取引日から起算して30日後の日（以下「繰上償還日」という。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還する。
②上記①にかかわらず、当社が、通知期限日まで（当日を含む。）に本新株予約権付社債の社債権者に対して上記繰上償還を希望しない旨を通知し、全ての社債権者から繰上償還日の2週間前まで（当日を含む。）に書面による承諾を得た場合には、上記繰上償還を行わないことができる。
- (7) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (8) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債または本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

9. 財務上の特約（担保提供制限）

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

10. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記（注）8. 償還の方法および期限の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項乃至第5項もしくは別記（注）7. 株式の交付方法または別記（注）9. 財務上の特約（担保提供制限）欄に定める規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社または当社の取締役もしくは監査役が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立をし、または当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第1四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり行使されている。

	第1四半期会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	22
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数（株）	51,558,879
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	53.3
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額（百万円）	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	22
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	51,558,879
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	53.3
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（百万円）	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日 (注) 1	51,558	527,527	1,375	25,173	1,375	3,036

(注) 1. 新株予約権の行使による増加である。

2. 平成23年7月1日から平成23年7月19日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が45,432千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,125百万円増加している。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしている。

① 【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 561,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 473,186,000	473,186	—
単元未満株式	普通株式 2,222,000	—	1単元(1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	475,969,000	—	—
総株主の議決権	—	473,186	—

(注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」の普通株式は、全て当社保有の自己株式である。

2. 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式16,000株(議決権の数16個)が含まれている。

② 【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ユニチカ株式会社	兵庫県尼崎市東本町 1-50	561,000	—	561,000	0.12
計	—	561,000	—	561,000	0.12

2 【役員の状況】

該当事項はない。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,786	14,020
受取手形及び売掛金	41,898	45,742
たな卸資産	46,615	47,587
その他	4,514	4,005
貸倒引当金	△233	△244
流動資産合計	109,580	111,112
固定資産		
有形固定資産		
土地	104,606	104,797
その他(純額)	47,062	47,208
有形固定資産合計	151,669	152,006
無形固定資産		
のれん	3	26
その他	727	748
無形固定資産合計	731	775
投資その他の資産		
その他	7,368	7,128
貸倒引当金	△609	△589
投資その他の資産合計	6,758	6,539
固定資産合計	159,159	159,320
資産合計	268,740	270,433

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	24,952	24,001
短期借入金	73,893	71,113
1年内返済予定の長期借入金	37,480	37,284
未払法人税等	325	121
賞与引当金	1,160	805
事業構造改善引当金	624	459
その他	10,869	11,200
流動負債合計	149,306	144,985
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	—	2,250
長期借入金	71,176	70,711
退職給付引当金	5,651	5,939
役員退職慰労引当金	71	59
その他	16,556	16,672
固定負債合計	93,456	95,633
負債合計	242,762	240,619
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,798	25,173
資本剰余金	1,661	3,036
利益剰余金	△1,943	△1,081
自己株式	△55	△55
株主資本合計	23,460	27,072
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△49	△71
繰延ヘッジ損益	43	6
土地再評価差額金	2,452	2,453
為替換算調整勘定	△3,569	△3,358
その他の包括利益累計額合計	△1,123	△970
少数株主持分	3,641	3,712
純資産合計	25,977	29,814
負債純資産合計	268,740	270,433

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
売上高	44,681	44,565
売上原価	36,537	35,453
売上総利益	8,143	9,112
販売費及び一般管理費	6,166	6,071
営業利益	1,976	3,040
営業外収益		
受取利息	57	46
受取配当金	64	61
その他	344	329
営業外収益合計	466	436
営業外費用		
支払利息	920	823
持分法による投資損失	15	39
その他	537	489
営業外費用合計	1,474	1,352
経常利益	969	2,124
特別利益		
固定資産売却益	292	16
特別利益合計	292	16
特別損失		
固定資産処分損	133	137
投資有価証券評価損	220	7
事業構造改善費用	99	451
退職給付制度終了損	13	275
環境対策費	206	—
その他	321	134
特別損失合計	995	1,007
税金等調整前四半期純利益	266	1,133
法人税、住民税及び事業税	336	69
法人税等調整額	△164	185
法人税等合計	172	255
少数株主損益調整前四半期純利益	93	877
少数株主利益	37	15
四半期純利益	56	862

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	93	877
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△25	△21
繰延ヘッジ損益	△7	△37
為替換算調整勘定	81	253
持分法適用会社に対する持分相当額	△5	△10
その他の包括利益合計	43	184
四半期包括利益	136	1,062
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	83	1,015
少数株主に係る四半期包括利益	53	46

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年6月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)の償却額は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費	1,525百万円	1,374百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

(株主資本の金額の著しい変動)

該当事項はない。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

(株主資本の金額の著しい変動)

当第1四半期連結累計期間において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換(行使)により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ1,375百万円増加し、当第1四半期連結会計期間末において資本金が25,173百万円、資本剰余金が3,036百万円となっている。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	高分子 事業	機能材 事業	繊維事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	16,388	3,680	18,537	38,606	6,074	44,681	—	44,681
セグメント間の内部売上 高又は振替高	2	—	40	43	389	432	△432	—
計	16,391	3,680	18,577	38,649	6,464	45,113	△432	44,681
セグメント利益又は損失 (△)	2,418	358	△105	2,670	△53	2,617	△641	1,976

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、環境事業、メディカル事業、生活健康事業、不動産関連事業等を含んでいる。

2. セグメント利益又は損失(△)の調整額△641百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれている。

3. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はない。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	高分子 事業	機能材 事業	繊維事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	18,397	3,943	19,319	41,661	2,903	44,565	—	44,565
セグメント間の内部売上 高又は振替高	3	13	45	62	399	461	△461	—
計	18,401	3,957	19,365	41,723	3,303	45,027	△461	44,565
セグメント利益又は損失 (△)	2,884	359	452	3,697	△55	3,641	△601	3,040

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、環境事業、メディカル事業、生活健康事業、不動産関連事業等を含んでいる。

2. セグメント利益又は損失(△)の調整額△601百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれている。

3. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はない。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	0円12銭	1円74銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	56	862
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	56	862
普通株式の期中平均株式数(千株)	475,420	494,795
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	1円55銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	63,249
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の行使

平成23年4月8日に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債は、平成23年7月1日から7月19日までの間に、以下のとおり行使され全額が転換された。

(1) 行使新株予約権個数	18個
(2) 交付株式数	45,432,445株
(3) 行使額面総額	2,250,000,000円
(4) 平均行使価額	1株当たり49.5円
(5) 未行使残存額	0円
(6) 資本金増加額	1,125,000,000円
(7) 資本準備金増加額	1,125,000,000円

2【その他】

該当事項はない。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

ユニチカ株式会社
取締役会 御中

平成23年8月9日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中山 紀昭 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 稔郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊東 昌一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているユニチカ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ユニチカ株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。